

令和6年度 秩父広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況

各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和6年度は、一般事務職3名（男性2名、女性1名）、技術職1名（男性1名）、消防職4名（男性4名）を採用しました。

(2) 再任用の状況

地方公務員法の改正に伴い令和5年度より段階的に定年年齢が引き上げられることとなり、再任用職員については、地方公務員法第22条の4の規定により、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制度が置かれました。

なお、従来の再任用制度は令和4年度まで廃止となりましたが、経過措置として、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条から第7条の規定により、暫定再任用制度が存置されています。組合では、令和6年度に暫定再任用短時間勤務職員10名、定年前再任用短時間勤務職員1名を任用しました。

(3) 会計年度任用職員の状況

令和6年度は、短時間勤務の会計年度任用職員を10名任用しました。

(4) 職位別任用状況

令和7年3月末現在、課長補佐相当以上の職は4種あり、令和6年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

（単位：人）

区分	部長相当	次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
昇任	2(0)	5(2)	5(0)	5(0)	17(2)

（ ）内は、女性数であり内書きである。

(5) 職員の退職の状況

令和6年度における職員の退職状況は次のとおりです。

（単位：人）

区分	事務職・技術職	消防職	技能労務職	全職員
定年退職	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)
勧奨退職	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)
普通退職	3(2)	4(0)	0(0)	7(2)
その他（死亡、免職、失職）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
普通退職のうち定年前再任用者	1(1)	2(0)	0(0)	3(1)

（ ）内は、女性数であり内書きである。

2. 職員の人事評価の状況

区分	内 容
評定の回数・時期	毎年1回・1月1日を評定の基準日とする
対象職員	再任用及び会計年度任用職員を含む全職員（特別職及び休職者等を除く）
評定の方法	職務遂行の結果やその過程での業績、態度、能力について評価を行う

※ 評価結果は、勤勉手当、人事異動（昇任等）及び昇給に活用している。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

単位：千円

区分	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和6年度	3,933,905	263,763	1,791,447	45.54%

(注) 1 人件費には、会計年度任用職員（短時間勤務）の報酬、期末・勤勉手当、共済費及び費用弁償（通勤手当相当額）を含む。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

単位：千円

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末/勤勉手当	計(B)	
令和6年度	230人	812,275	204,118	331,546	1,347,939	5,860

(注) 1 給与費は当初予算に計上された額である。
2 職員手当には退職手当を含まない。
3 職員数には再任用短時間勤務職員を含む。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

R6.12.1 現在

【普通会計】

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	334,100円	390,276円	44歳10月
消防職	293,211円	354,834円	38歳7月

【企業会計】

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
企業職	315,641円	386,004円	42歳0月

(4) 職員の初任給の状況

R6.4.1 現在

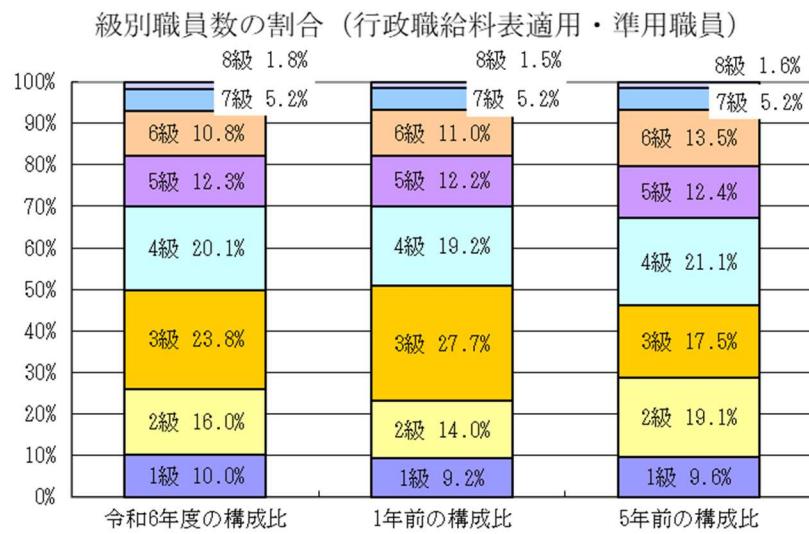
区分	組合		国	
	初任給	初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
消防職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職		—		

(5) 級別職員数の状況

【行政職給料表適用・準用職員】

R6.12.1 現在 (再任用を含む)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	次長	局長 消防長	
事務局職員	3人	6人	9人	5人	5人	9人	7人	2人	46人
消防職員	22人	25人	45人	43人	23人	16人	3人	2人	179人
水道局職員	2人	12人	10人	6人	5人	4人	4人	1人	44人
構成比	10.0%	16.0%	23.8%	20.1%	12.3%	10.8%	5.2%	1.8%	100.0%



【技能労務職給料表適用職員】

R6.12.1 現在 (再任用を含む)

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	技術員	技術員	技術員	技術員	
事務局職員	0人	0人	1人	0人	0人
構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

※ 技能労務職員の給与等の見直しに向けた今後の取り組みは、退職者不補充職種とし、新規採用は行わず、事務事業の見直しや業務の一部委託を視野に入れた体系を構築していく方針である。

(6) 職員手当の状況

【期末・勤勉手当】

令和6年度支給割合

組合			国		
支給期	期末手当	勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)	6月期	1.225月分 (0.6875月分)	1.025月分 (0.4875月分)
12月期	1.275月分 (0.7125月分)	1.075月分 (0.5125月分)	12月期	1.275月分 (0.7125月分)	1.075月分 (0.5125月分)
計	2.50月分 (1.40月分)	2.10月分 (1.0月分)	計	2.50月分 (1.40月分)	2.10月分 (1.0月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	

※ 下段()は再任用職員分

【退職手当】

R6.4.1 現在

組 合			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分	勤続 20 年	19. 6695 月分	24. 586875 月分
勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 270750 月分	勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 270750 月分
勤続 35 年	39. 7575 月分	47. 709000 月分	勤続 35 年	39. 7575 月分	47. 709000 月分
最高限度額	47. 7090 月分	47. 709000 月分	最高限度額	47. 7090 月分	47. 709000 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職 特例措置 2%～30%加算		その他の 加算措置	定年前早期退職 特例措置 2%～45%加算	
1 人当たり平均支給額 (令和 6 年度退職者) (定年・旧定年到達)	23, 030 千円				

※ 国については H25. 10. 31 をもって勧奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度に切り替えが行われた。

【特殊勤務手当】

R6.4.1 現在

◎普通会計

令和 6 年度決算

支給実績 (総額)	5, 302 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額	26, 916 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	87. 17%		
手当の種類 (手当数)	4 種類		
種別	業 務		支給基準
1 斎場業務手当	(1) 霊柩車の運転業務に従事したとき		1 件
	(2) 遺体を靈柩車から火葬炉に収める業務又は収骨業務に従事したとき		1 件
2 清掃業務手当	(1) 処理施設の焼却炉、調温塔内、バグフィルタ内、煙道内又は槽内において保守点検業務に従事したとき		日額
	(2) 処理施設において、搬入された廃棄物の検査指導業務に従事したとき		日額
	(3) 処理施設において、廃棄物の埋立て業務に従事したとき		日額
	(4) 処理施設において、犬、猫又はこれらに類する動物の死体を動物炉に収める業務に従事したとき		1 件
3 し尿処理業務手当	し尿処理施設又は器具等の故障又は修繕等のため汚物を被覆した職員若しくは 4 時間を超えて、その業務に従事した職員		日額
4 消防業務手当	(1) 緊急自動車の運転を業とする職員が緊急自動車の運転業務に従事したとき		1 件
	(2) 火災	放水した場合	1 件
		不放水の場合	1 件
	(3) 救助	救助した場合	1 件
		不救助の場合	1 件
		潜水業務に従事した場合	1 件
	(4) 救急	管内搬送の場合	1 件
		管外(県内)に搬送した場合	1 件
		管外(県外)に搬送した場合	1 件
		不搬送の場合	1 件
		救急救命士が救急救命処置を行った場合	1 件
(5) 風水害等	警戒業務等に従事した場合		1 件

(注) 日額支給のものは従事時間が 1 日 4 時間未満の場合 100 分の 60 を支給。

◎企業会計

令和6年度決算

支給実績（総額）	141 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	4,273 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	100.00%		
手当の種類（手当数）	5種類		
種別	業務	支給基準	支給額
1 緊急水道工事等業務手当	緊急呼出しにより、水道工事等に従事した職員	1回	1,000 円
2 大型特殊自動車運転手当	道路運送車両法による大型特殊自動車の運転業務に従事した職員	目額	500 円
3 公共用地交渉手当	土地の取得等の業務における著しく困難な用地交渉に従事した職員	目額	300 円
4 高電圧業務手当	1 高圧又は特別高圧電気の充電されている機械器具等に接近して保守の業務を行う資格を有する職員がその業務に従事した時	1回	500 円
	2 資格を有する者で前項の補助業務に従事した職員	1回	300 円
5 給水停止業務手当	水道料金滞納者等の給水停止業務に従事した職員	1件	500 円

【時間外勤務手当】

令和6年度	普通会計	支 給 総 額	26,823 千円
		支給職員1人当たり平均支給年額	167 千円
	企業会計	支 給 総 額	15,668 千円
		支給職員1人当たり平均支給年額	559 千円
令和5年度	普通会計	支 給 総 額	25,232 千円
		支給職員1人当たり平均支給年額	156 千円
	企業会計	支 給 総 額	14,902 千円
		支給職員1人当たり平均支給年額	496 千円

【その他の手当】

R6.4.1 現在

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	令和6年度決算			
				支給実績（千円）		支給職員1人当たり平均支給年額（円）	
				普通会計	企業会計	普通会計	企業会計
扶養手当	① 配偶者 6,500 円 ② 子 10,000 円 ③ 父母等 6,500 円 ④ 満16歳から22歳までの子 1人につき (加算) 5,000 円 ※8級職(局長・消防長等)の①③は3,500 円	同		33,723	4,945	283,391	235,500
住居手当	○ 借家・借間 ・職員が自ら居住すること ・16,000円超の家賃であること 家賃に応じて 28,000 円以内	同		12,926	3,317	307,771	368,600

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と異なる内容	令和6年度決算			
				支給実績（千円）		支給職員1人当たり平均支給年額（円）	
				普通会計	企業会計	普通会計	企業会計
通勤手当	① 交通機関利用者 運賃に応じて月額最高 55,000 円 ※鉄道利用者については 6ヶ月定期に基づいて一括支給 ② 自家用車等利用者 通勤距離に基づいて月額支給 片道 2Km 未満 無支給 片道 2Km～5Km 2,000 円 片道 5Km～10Km 4,200 円 片道 10Km～15Km 7,100 円 片道 15Km～20Km 10,000 円 片道 20Km～25Km 12,900 円 片道 25Km～30Km 15,800 円 片道 30Km～35Km 18,700 円 片道 35Km～40Km 21,600 円 片道 40Km～45Km 24,400 円 片道 45Km～50Km 26,200 円 片道 50Km～55Km 28,000 円 片道 55Km～60Km 29,800 円 片道 60Km 以上 31,600 円	同		17,000	2,774	81,344	67,664
管理職手当	① 局長、消防長等 80,000 円 ② 次長、署長等 68,000 円 ③ 課長、所長等 55,000 円 ④ 主席主幹等 50,000 円 ⑤ 主幹等 40,000 円	異	支給額等	40,620	9,204	615,455	657,429
夜間勤務手当	午後10時から翌日5時までに勤務した場合に支給(1時間あたりの給与額×25/100)	同		1,907	—	56,103	—
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給(1時間あたりの給与額×135/100)	同		35,608	—	317,931	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が緊急等の業務をした場合に勤務日、勤務時間に応じて3,000円～12,000円を支給	異	支給額等	39	69	9,750	7,667

(7) 会計年度任用職員の給与の状況

【フルタイム勤務】

R6.12.1現在

主な職種	給料				期末手当	勤勉手当	通勤手当			
	基礎号給		上限号給							
	号給	月額	号給	月額						
事務補助	1	154,600 円	9	164,100 円						
斎場・計量	11	167,100 円	19	180,300 円						

常勤職員と同じ

(8) 特別職の報酬等の状況

R6.4.1 現在

区分	年額	区分	年額
管理者	163,000円	副議長	76,000円
副管理者	113,000円	常任委員会委員長	72,000円
理事	94,000円	常任委員会副委員長	71,000円
議長	89,000円	議員	70,000円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

開始時間	午前8時30分
終了時間	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

(注) 勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合あり。

(2) 休暇制度の概要・種類等

種類	概要
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
組合休暇	労働組合・職員団体の業務又は、活動に従事する期間における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和6年1月1日から12月31日までの年次有給休暇の平均取得日数は、12日でした。なお、令和5年は11日でした。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子の養育をするため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。令和6年度は、育児休業取得者が8名（男性7名、女性1名）、部分休業取得者が1名（女性1名）いました。

(5) 特別休暇の概要

休 暇 の 原 因	付 与 日 数
①選挙権等の権利行使する場合	その都度必要と認められる期間
②国会、裁判所、議会、官公署等へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
③産前産後休暇	出産予定日 6 週間 (多胎妊娠の場合は 14 週間) 前 (出産予定日を含む) から産後 8 週間 (出産日の次の日から) を経過するまでの期間
④妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が健康診査を受ける場合	妊娠中又は出産後 1 年以内の期間に応じ、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑤妊娠中の職員が通勤により母胎又は胎児に影響を与える場合	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間
⑥生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間
⑦生理日における勤務が著しく困難な場合	3 日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑧忌引の場合	10 日以内でそれぞれ定める期間
⑨配偶者、父母及び子の祭日の場合	それぞれ 1 日
⑩感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限もしくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間
⑪災害により現住居が滅失、損壊した場合に復旧作業や避難をする場合。また不足している家族の食料や水を調達する場合	1 週間の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑫結婚の場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
⑬不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日 (体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては 10 日) の範囲内の期間
⑭妻の出産	3 日の範囲内でその都度必要と認められる期間
⑮妻の出産する場合に産前 (6 週間) から産後 (8 週間) の期間において当該出産に係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子の養育のため	当該期間内で 5 日の範囲内の期間
⑯中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	一の年において 5 日 (2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で必要と認められる期間
⑰配偶者、父母、子、配偶者の父母等で日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	一の年において 5 日 (2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で必要と認められる期間
⑱夏季休暇	6 月から 10 月までの期間内において 8 日
⑲災害又は交通機関等による事故により出勤が困難な場合	その都度必要と認められる期間
⑳災害時に通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
㉑骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
㉒ボランティア休暇	一の年において 5 日の範囲内で必要と認められる期間

(6) 会計年度任用職員の休暇制度

会計年度任用職員の休暇については、秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条の規定により年次有給休暇が付与されます。また、有給の特別休暇として忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等があり、無給の特別休暇として産前産後休暇、子の看護休暇等があります。

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分とは、公務の能率を維持し、適正な行政運営を確保することを目的として、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障など、その職責を十分に果たすことが出来ない場合に、職員の意に反して行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、免職、降任、休職及び降給があります。令和6年度は、2名の職員が分限休職となりました。

【分限処分者】

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数(人)	0	0	2	0	0

(2) 懲戒処分とは、法令に違反した場合等、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の秩序を維持するために行う制裁的処分であり、免職、停職、減給及び戒告があります。令和6年度は、懲戒処分となった職員はいませんでした。

【懲戒処分者】

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数(人)	0	0	0	0	0

6. 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 服務規律の遵守に関する取り組み

① 服務規律の遵守に関する取り組みの概要

特に選挙執行の際や年末年始における職員の綱紀粛正、服務規律の確保について隨時、各所属長を通じて職員に周知徹底を図っています。

② 服務規律の遵守に関する通知等の内容

発出年月日	内 容	発信者
R6.12.16	年末年始期間における綱紀粛正、服務規律の確保の徹底について	事務局長 消防長 水道局長

（3）職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

令和6年度は79件あり、うち人間ドック等の健康診断受診は44件ありました。他は、消防団活動、石綿を取り扱う作業等に従事していたことのある職員が受診する石綿健康診断等でした。

（4）営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

令和6年度は16件の申請がありました。

主なものとして、選挙事務が7件、農林業センサス調査が2件ありました。他は、有害鳥獣捕獲等でした。

7. 職員の退職管理の状況

（1）退職管理の概要

地方公務員法において、第38条の2により営利企業等に再就職した元職員は、離職前の5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、その営利企業や子法人等と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職前5年間の職務に属するものに關し、離職後2年間、職務上の行為をするよう又はしないよう要求・依頼してはならないとするなど、元職員による働きかけの規制等が規定されています。

これに伴い、組合では秩父広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例を制定し、管理又は監督の地位にある職員として規則に定めるもの（職務の級が8級に分類されるもの）に就いていた職員であって、離職後2年以内に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は任命権者に届け出ることとしています。

（2）再就職の届出状況

令和6年度は届出がありませんでした。

8. 職員の研修の状況

【令和6年度研修の実施状況】

研修名		受講者数	主催者等
階層別 基本研修	中級研修（基礎）	6	彩の国さいたま人づくり広域連合
	中級研修（実践）	1	
	主任級研修	5	
	主査級研修	2	
	課長補佐級研修	2	
	課長級研修	2	
階層別 選択研修	行政法	1	
	簿記入門と公会計	1	

研修名		受講者数	主催者等
階層別 選択研修	地方自治法A（基本編）	4	彩の国さいたま人づくり広域連合
	地方公務員法A（基本編）	4	
	自己表現力向上	2	
	チームを支える！自分力向上	3	
	文書作成力向上	2	
	企画調整力向上	1	
	事務ミス防止	1	
	業務に活かすセルフマネジメント	1	
	組織運営のためのリスクマネジメント	1	
	マネジメント力向上トレーニング	1	
	ロジカルシンキング	1	
	議会答弁・報道機関対応	2	
	法制執務	1	
	行政不服申立	1	
講師養成	法制執務講師養成	1	
救急救命士養成研修	2	(財)救急振興財団東京研修所	
救急救命士事前教育訓練	2	埼玉県消防学校救急救命士養成所	
ビデオ喉頭鏡追加講習	2		
指導救命士養成研修	1		
幹部科	1	消防大学校	
初任教育	5	埼玉県消防学校	
救急科	4		
警防活動教育	1		
救助科	1		
予防査察科	1		
警防科	1		
初級幹部科	1		
実火災訓練教育	1		
特殊災害科	1		
第1回上下水道事業経営セミナー	1	国土交通省水管理・国土保全局 上下水道企画課管理企画指導室	
第2回上下水道事業経営セミナー	1		
ウォーターP P Pに関する全国説明会	1	国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課	
水道事業のアセットマネジメントに関する説明会	6		
地方公営企業新任担当者講習会	2	埼玉県企画財政部市町村課	
地方公営企業実務講習会	1		
地方財政講習会	1		
経営戦略の改定に係る講習会	1		
公営企業会計 講習会	1		
水道事業講習会	1		
公営企業消費税講習会	3		
公営企業D X講習会	2		
水道研修会	1		埼玉県保健医療部生活衛生課

研修名	受講者数	主催者等
水道情報活用システム情報交換会	1	埼玉県保健医療部生活衛生課
情報発信スキルアップセミナー	2	日本水道協会
技術継承研修 漏水調査及び修繕（実務）研修	1	日本水道協会関東地方支部
日本水道協会埼玉県支部県北水道協議会事務研修会	1	日本水道協会埼玉県支部県北
日本水道協会埼玉県支部県北水道協議会技術研修会	1	水道協議会
酸素欠乏及び硫化水素危険作業主任技能講習会	2	技術技能講習センター
石綿作業主任者技能講習	3	（一社）埼玉労働基準協会連合会
フルハーネス型墜落制止用器具に係る特別教育講習	1	（一財）江南クレーン教習所

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康診断実施状況

健康診断の種類	対象者	受診数（人）
定期健康診断	全職員	組合が実施した検診 262
	（会計年度任用職員含む）	人間ドック受診等 7
定期健康診断	交替制勤務職員	129
胃がん検診	希望する職員と配偶者	50
大腸がん検診	希望する職員と配偶者	105
B型肝炎抗原体確認検査	消防新規採用職員	4
B型肝炎予防接種（年3回）	消防新規採用職員	4
B型肝炎抗体確認検査	消防新規採用職員	4
破傷風予防接種	廃棄物処理施設職員・消防職員（5年ごと）	37
インフルエンザ予防接種	消防職員全員	164
4種感染症検査	救命士研修所入所職員	2

（2）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

埼玉県市町村職員共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う「長期給付制度」、健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である秩父広域市町村圏組合の負担金によって賄われており、秩父広域市町村圏組合の負担金の率は、法定されています。

また、職員は任意で、圏域内中心市である秩父市の設置する福利厚生事業を目的とした職員互助会「秩父市役所淳交会」に加入しています。これは会員の会費で賄われています。

（3）公務災害の認定状況（発生件数）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）または通勤による災

害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和6年度は、公務災害と認められたものが5件発生しました。これは事務局職員及び消防職員の作業、活動中の負傷によるものです。なお、通勤災害は発生しませんでした。

10. 公平委員会の業務の状況

（1）勤務条件に関する措置要求の状況

令和6年度の措置要求はありませんでした。

（2）不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度の不利益処分に関する審査請求はありませんでした。